別紙様式第十六号の十八第１の２［企業集団の状況について記載する場合］イの表を次のように改める。

（単位：千円）

区　　分	前　期　末	前中間連結会計期間末	当中間連結会計期間末
連結経常収益 連結経常利益 連結中間（当期）純利益 連結包括利益 連結純資産額			
連結総資産			

別紙様式第十六号の二十第２の３⑴の表記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

⑴　連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

⑵　１株当たり情報に関する次に掲げる事項

①　１株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した１株当たりの当期純利益金額をいう。以下この様式において同じ。）（銭単位）

②　株式会社が当連結会計年度又は当連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額を算定している旨

⑶　以上のほか、少額短期保険業者及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項

２　法令等に基づき、又は少額短期保険業者及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

３　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

別紙様式第十六号の二十第２の３⑶の表記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

⑴　連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

⑵　１株当たり情報に関する次に掲げる事項

①　１株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額（銭単位）

②　株式会社が当連結会計年度又は当連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額を算定している旨

⑶　以上のほか、少額短期保険業者及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項

２　連結損益及び包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。

３　法令等に基づき、又は少額短期保険業者及びその子会社等の損益若しくは包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

４　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

５　その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること。

６　当期純利益金額又は当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記５の注記と併せて記載することができる。

附　則

１　この府令は、公布の日から施行する。

２　この府令による改正後の保険業法施行規則別紙様式は、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

○内閣府令第二十号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第一項及び第三項（これらの規定を同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年三月二十日　　内閣総理大臣　野田　佳彦

企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二号様式記載上の注意㈹に次のように加える。

ｈ　役員が社外取締役（社外役員（会社法施行規則第２条第３項第５号に規定する社外役員をいう。以下このｈ及び㈿のａの(d)において同じ。）に該当する社外取締役をいう。㈿のａの(a)及びｂの(a)なお書きを除き、以下同じ。）又は社外監査役（社外役員に該当する社外監査役をいう。㈿のａの(a)及びｂの(a)を除き、以下同じ。）に該当する場合は、その旨を欄外に注記すること。

第二号様式記載上の注意㈿ａ(c)中「提出会社の社外取締役（社外役員（会社法施行規則第２条第３項第５号に規定する社外役員をいう。以下この(c)、(d)及びｂにおいて同じ。）に該当する社外取締役をいう。以下この(c)、(d)及びｂにおいて同じ。）及び社外監査役（社外役員に該当する社外監査役をいう。以下この(c)及び(d)において同じ。）の員数並びに社外取締役及び社外監査役と」を「社外取締役又は社外監査役を選任している場合には、社外取締役及び社外監査役の員数並びに各社外取締役及び社外監査役につき、」に改め、「また、社外取締役又は社外監査役を選任している場合には、」を削り、「（当該社外取締役又は社外監査役の提出会社からの独立性に関する考え方を含む。）並びに」を「並びに当該社外取締役又は社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針の内容（これらの基準又は方針がない場合は、その旨）及び」に、「それ」を「その旨及びそれ」に改める。

第二号様式記載上の注意㈿に次のように加える。

ｇ　役員が社外取締役（社外役員（会社法施行規則第２条第３項第５号に規定する社外役員をいう。以下このｇにおいて同じ。）に該当する社外取締役をいう。）又は社外監査役（社外役員に該当する社外監査役をいう。）に該当する場合は、その旨を欄外に注記すること。